

平成18年第1回海津市議会定例会

議事日程(第3号)

平成18年3月22日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成18年度海津市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 平成18年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成18年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計  
予算
- 日程第9 議案第8号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第9号 平成18年度海津市老人保健特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成18年度海津市介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成18年度海津市下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成18年度海津市水道事業会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別  
会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第17 議案第16号 平成18年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算
- 日程第18 議案第17号 平成18年度海津市羽沢財産区会計予算
- 日程第19 議案第18号 平成17年度海津市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第20 議案第19号 平成17年度海津市海津苑運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第20号 平成17年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算(第1  
号)
- 日程第22 議案第21号 平成17年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第22号 平成17年度海津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第23号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する等の条例について
- 日程第25 議案第24号 海津市副収入役設置条例について

- 日程第26 議案第25号 海津市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第26号 海津市多目的集会施設・農業研修施設等条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第27号 海津市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第28号 海津市国民保護協議会条例について
- 日程第30 議案第29号 海津市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について
- 日程第31 議案第30号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第31号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第32号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第33号 海津市職員の特殊勤務手当に関する条例について
- 日程第35 議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第35号 海津市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第36号 海津市教職員住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第37号 海津市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第38号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第39号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第40号 海津市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について
- 日程第42 議案第41号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議案第42号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議案第43号 海津市特別養護老人ホーム等条例の一部を改正する条例について
- 日程第45 議案第44号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について
- 日程第46 議案第45号 海津市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第47 議案第46号 海津市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議案第47号 海津市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 議案第48号 海津市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第50 議案第49号 海津市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例について
- 日程第51 議案第50号 海津市下水道事業特別会計への繰入について
- 日程第52 議案第51号 市道の路線認定及び廃止について

- 日程第53 議案第52号 指定管理者の指定について  
日程第54 議案第53号 指定管理者の指定について  
日程第55 議案第54号 指定管理者の指定について  
日程第56 発議第1号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書について  
日程第57 発議第2号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について
- 

出席議員（20名）

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君
5番	森昇君	6番	永田武秀君
7番	福井恭平君	8番	近藤輝明君
9番	山田勝君	10番	飯田洋君
11番	服部寿君	12番	伊藤善朗君
13番	浅井まゆみ君	14番	伊藤仁夫君
15番	松岡光義君	16番	水谷武博君
17番	星野勇生君	18番	藤田敏彦君
19番	渡辺光明君	20番	赤尾俊春君

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	助役	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長	津野基紀君
総務部次長兼			
総務課長	菱田正保君	企画部長	小澤一郎君
産業経済部長	菱田輝由君	建設部長	伊藤秋弘君
水道環境部長	高木謙次君	市民福祉部長	大倉富夫君

消 防 長	田 中 俊 澄 君	教 育 次 長	菱 田 秀 明 君
		監 査 委 員	
総務部財政課長	福 田 政 春 君	事 務 局 長	高 木 栄 君
選挙管理委員会		農 業 委 員 会	
事 務 局 長	菱 田 義 博 君	事 務 局 長	加 藤 賢 治 君
会 計 課 長 補 佐	伊 藤 裕 紀 君		

---

本会議に職務のため出席した者

		議 会 事 務 局 次 長	
議 会 事 務 局 長	森 賢 一	兼 議 事 係 長	馬 場 司 郎
議 会 事 務 局			
庶 務 係 長	近 藤 和 子		

## 開議宣告

議長（水谷武博君） 皆さん、おはようございます。

定刻でございます。ただいまの出席議員は20名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

---

## 会議録署名議員の指名

議長（水谷武博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において20番 赤尾俊春君、1番 山田 武君を指名いたします。

---

## 議案第1号 平成18年度海津市一般会計予算から議案第54号 指定管理者の指定についてまで

議長（水谷武博君） それでは、日程第2から日程第55まで、議案第1号から議案第54号までの54議案を一括議題といたします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

最初に、総務常任委員長 森 昇君。

〔総務常任委員長 森 昇君 登壇〕

総務常任委員長（森 昇君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。

平成18年3月20日、海津市議会議長 水谷武博様、総務常任委員会委員長 森 昇。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告をいたします。

記、議案番号、件名、結果、順に報告をさせていただきます。

議案第1号 平成18年度海津市一般会計予算のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第16号 平成18年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算、可決すべきもの。議案第17号 平成18年度海津市羽沢財産区会計予算、可決すべきもの。議案第18号 平成17年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第23号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する等の条例について、可決すべきもの。議案第24号 海津市副収入役設置条例について、可決すべきもの。議案第25号 海津

市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第26号 海津市多目的集会施設・農業研修施設等条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第27号 海津市防災会議条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第28号 海津市国民保護協議会条例について、可決すべきもの。議案第29号 海津市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、可決すべきもの。議案第30号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第31号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第32号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第33号 海津市職員の特殊勤務手当に関する条例について、可決すべきもの。議案第35号 海津市基金条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（水谷武博君） 続きまして、文教福祉常任委員長 伊藤善朗君。

〔文教福祉常任委員長 伊藤善朗君 登壇〕

文教福祉常任委員長（伊藤善朗君） 平成18年3月20日、海津市議会議長 水谷武博様、文教福祉常任委員会委員長 伊藤善朗。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記、議案番号、件名、結果の順に報告いたします。

議案第1号 平成18年度海津市一般会計予算のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第2号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第6号 平成18年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第7号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算、可決すべきもの。議案第8号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計予算、可決すべきもの。議案第9号 平成18年度海津市老人保健特別会計予算、可決すべきもの。議案第10号 平成18年度海津市介護保険特別会計予算、可決すべきもの。議案第13号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第14号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算、可決すべきもの。議案第15号 平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第18号 平成17年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第19号 平成17年度海津市海津苑運営特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第22号 平成17年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第36号 海津

市教職員住宅条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第37号 海津市公民館条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第38号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第39号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第40号 海津市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について、可決すべきもの。議案第41号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第42号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第43号 海津市特別養護老人ホーム等条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第52号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。議案第53号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。議案第54号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。

審査意見、中学校統合問題について早期に着手されたい。介護保険料の改正に伴う介護保険サービスのさらなる充実強化を図られたい。

以上でございます。

議長（水谷武博君） 続きまして、産業建設常任委員長 山田 勝君。

〔産業建設常任委員長 山田 勝君 登壇〕

産業建設常任委員長（山田 勝君） 海津市議会議長 水谷武博様、平成18年3月20日、産業建設常任委員会委員長 山田 勝。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、結果の順で御報告させていただきます。

議案第1号 平成18年度海津市一般会計予算のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第3号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第4号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第5号 平成18年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、可決すべきもの。議案第11号 平成18年度海津市下水道事業特別会計予算、可決すべきもの。議案第12号 平成18年度海津市水道事業会計予算、可決すべきもの。議案第18号 平成17年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第20号 平成17年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第21号 平成17年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第44号 海津市斎苑事業の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第45号 海津市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第46号 海津市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第47号

海津市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第48号 海津市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第49号 海津市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例について、可決すべきもの。議案第50号 海津市下水道事業特別会計への繰入について、可決すべきもの。議案第51号 市道の路線認定及び廃止について、可決すべきもの。

以上でございます。

議長（水谷武博君） 各常任委員長の報告が終わりました。

なお、産業建設常任委員会において星野勇生議員より少数意見報告書の提出がございましたので、報告の許可をいたします。

星野勇生君。

〔17番 星野勇生君 登壇〕

17番（星野勇生君） 議長のお許しをいただきましたので、少数意見として御報告を申し上げます。

平成18年3月17日、海津市議会議長 水谷武博様、産業建設常任委員会委員 星野勇生、賛成者 西脇幸雄議員であります。

少数意見報告書。

平成18年3月14日の産業建設常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第100条第2項の規定により報告いたします。

記、議案第1号 平成18年度海津市一般会計予算のうち本委員会の所管に属する事項。

意見の要旨。水防費における公有財産購入費については、国から購入するものであるが、使用目的が必ずしもその用地の購入を必要不可欠とするか否か、またその他の方法をもって対応ができないのか十分検討をし、仮に購入に至るとするならば、その理由を明らかにし、理解が得られるようすべきと考える。

以上でございます。

議長（水谷武博君） それでは、各常任委員長の報告に対する質疑を許可いたします。

最初に、総務常任委員会付託の案件より質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑はないものと認めます。

続きまして、文教福祉常任委員会付託の案件の質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 星野勇生君。

17番（星野勇生君） 委員会審査の中で当然あるべき姿であろうと思いますので、社会福祉



費の関係についてお尋ねをいたします。

本年4月1日からいろんな法律が制定をされておりますが、そのうち高齢者虐待に関する法律が施行されることになっておりますが、このことについて予算上どんな対応をされておられるのか、もしお答えがなかったら担当の方から説明をいただきたいと思います。議長、よろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） 星野議員に申し上げます。それは委員長に対しての質問でございますか。

17番（星野勇生君） 当然であります。予算上の中でどういう対応がされておったのか。委員長が当時の審査の過程でなければ、担当課の方から説明をいただきたいということでございます。

議長（水谷武博君） 伊藤委員長、星野議員のことについて経過説明を願います。

文教福祉常任委員長（伊藤善朗君） 担当の方から説明をよろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） 委員長に申し上げますが、文教福祉常任委員会の中でそのような質疑はありましたか、ございませんでした。

文教福祉常任委員長（伊藤善朗君） ございませんでした。

議長（水谷武博君） 星野議員、委員会としてそれでよろしいですか。

17番（星野勇生君） 審査がなかったと聞きますので、この法律は、今、日本国じゅうで問題になっておる高齢者の虐待に関する法律、これを支援する法律と聞いております。その中で、専門的に従事する委員の確保というのがうたわれております。それは、当然、予算上に反映されなきゃいかんと。委託であろうか、専門的な職員を配置するであろうか、その辺の理解をどのようにされておられるのか、具体的な話は結構です。どういう今後の対応を図るか、よろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） 大倉市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） ただいまの御質問でございますが、予算上正確にうたっておりますが、当然ソフト的な面として高齢福祉課の方で対応していきたいと思っております。なお、今御意見ございましたように、法的な問題につきまして十分熟知しながら対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（水谷武博君） そのほかにもございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 渡辺光明君。

19番（渡辺光明君） 包括支援センターの設置について、ちょっとこれも予算等に関係してまいりますのでお尋ねをしたいと思います。

現在、これを4月1日から設置するということだと思っておりますけれども、それに対して委

員会の中で、現状のスタッフの数の確認と、今後何名ほど、どういうスタッフがこれを設置するに当たり必要になってくるかと。それに対する予算措置もしなければいけないんですけども、そういうようなことに対して委員会で当然協議されたことだろうと思いますが、委員長、お答えをいただきたいと思います。

議長（水谷武博君） 伊藤委員長。

文教福祉常任委員長（伊藤善朗君） 今の渡辺議員の質問について委員会の方で説明がございましたけれども、担当の方から説明をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 渡辺光明君。

19番（渡辺光明君） 委員長さん、当然、担当部の方から説明があったと思うんですよね、今、説明あったと言われましたが。すぐ行政の方へ振るというようなことはいかなものかだと思います。十分な説明でなくても、こういうようなことで議論したと、それに対して詳細については担当部の方から確認の意味を含めて詳細に説明をしていただくというような振り方じゃないと、委員会として成り立たないんじゃないですか。

議長（水谷武博君） 渡辺光明君に申し上げます。きょうは、本来、委員長報告に対するあれでございまして、議会運営上のことにつきましては、また今後、議会運営委員会で協議をさせていただきたいと思いますので。伊藤委員長、今、結論から、渡辺光明議員が申し上げられましたが、そのようでもよろしゅうございますか。

〔「はい」と12番議員の声あり〕

議長（水谷武博君） 渡辺光明君、それでよろしいですか。

〔「はい」と19番議員の声あり〕

議長（水谷武博君） それでは、市民福祉部長。

市民福祉部長（大倉富夫君） ただいまの御質問につきましては、私の記憶によりますと前回の全員協議会で若干御報告申し上げているかと、こんなふうに思っております。当然、予算上につきましては介護保険の方で見えておりまして、社会福祉協議会の方に委託をしまして運営したいと思っております。当然、スタッフの中には保健師、それからケアマネ等が要りますので、市の方から保健師を2名出向させまして、社協の方のケアマネと一緒にいくというような格好で考えております。当然、やっていく状況におきましていろんな諸問題等も出てこようかと思っておりますが、それによりましての対応もしていきたいと、こんなふうを考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

議長（水谷武博君） そのほかにもございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑はないものと認めます。

続きまして、産業建設常任委員会付託の案件の質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 福井恭平君。

7番（福井恭平君） それでは、二つの事柄について、委員長並びに担当部長にお尋ねをしたいと思います。

まず第1点ですけれども、12月の定例議会の場で、山田 武議員、それから私が、南濃町の南部地区、境地区で工事が中断されておりますけれども、この工事の再開についての要望をいたしましたところ、市長から、土地問題が今解決していないから工事が進められないということで、この問題が解決すれば工事でも再開できるというようなお話をいただいたと思いますけれども、この件について審査の場で議論がなされたかどうかということ、まず第1点お尋ねしたいと思います。

それから、この問題に対して産業建設常任委員会として今後どのような取り組みをなされようとしておられるのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

それからもう1点でございますが、商工振興費の中で商工会の運営に対する補助金というのが相当な額上がっておりますけれども、昨年のある会でも話題になったと思いますけれども、海津町、平田町、南濃町、それぞれ秋にお祭りをやっております。今年度、昨年に比べると相当予算額が削減されておりますが、この扱いについての話題が審査の場でなされたかどうか。なされたのであれば、どういう話があったかお聞かせ願いたいと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

議長（水谷武博君） 山田委員長。

産業建設常任委員長（山田 勝君） 境の取りつけ道路の件につきましては、皆さんも御承知のように、山田 武議員からも一般質問として出されていたというようなこともございまして、また12月の定例会でしたか、そんな市長からの答弁等もございまして、特別議題にはなりませんでした。

それから、商工会の云々という私は記憶にないんですが、もしわかっている人があったら答弁してもらえんですか。

議長（水谷武博君） それは委員長に対する質問でございますので、委員長、その審査の中で議題とか意見があったかないかということをお答えしていただきたい。なければないと。

産業建設常任委員長（山田 勝君） 審査されなかったということをお申し上げて、報告とさせていただきます。

議長（水谷武博君） そのほかにもございますか。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 伊藤仁夫君。

14番（伊藤仁夫君） 農業経営に着目した品目横断的経営安定対策が委員会でお話しに  
られたことがありますか、委員長さんにお尋ねします。

そして、特定農業団体の設立が19年度から必要になると思いますが、その中で米政策改革  
とか、推進対策、そして農地・水環境保全対策について意見が委員会でございましたでし  
ょうか、お尋ねいたします。

議長（水谷武博君） 山田委員長。

産業建設常任委員長（山田 勝君） その問題につきましては、私たちも土地改良区とか、  
あるいは地域でとかということいろいろ説明も受けてきておりますし、今回、福江地区で  
そういったモデルというような話は出ましたが、それ以上の話は出なかったということで御  
理解いただければでしょうか。以上です。

議長（水谷武博君） そのほかにございますか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

それでは、これから討論を行います。

最初に、議案第1号 平成18年度海津市一般会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 2番 堀田みつ子君。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

2番（堀田みつ子君） ただいま議長の許可を得ましたので、私は一般会計予算に反対の立  
場で討論を行いたいと思います。

2006年度の一般会計予算は、国民に一層の犠牲を押しつける国の予算・方針から住民の暮  
らしを守る視点が不足していると考えます。行財政改革を唱え、正規の職員定数を減らして  
行政のスリム化を行い、民間活力の活用を進めていくことが、真に住民の要求、利益にかな  
うことでしょうか。これからの高齢化の社会を支えていけるのは、電子自治体ではなく、温  
かい人によるサービスであると確信しております。

さて、この財政が厳しいという言葉が優先されている予算ではありますが、乳幼児医療費  
の助成で入院が小学校6年生まで拡充されました。これは、本当に保護者の皆さんに喜んで  
いただけるものと思っております。こうした人を支える予算の充実を求めたいと思います。

しかし、今回の予算編成で何よりも問題となるのは、武力攻撃事態を正面に据えた国民保  
護関係経費が計上されていることを上げたいと思います。市の予算全体から見れば、職員の  
配置3名や事務費などの措置で使われる国民保護関係経費の割合は大きくないかもしれませ  
んが、根本的に海津市の将来のあり方を左右する予算と言えらると思います。

同時に盛り込まれている自然災害への対応は、それだけできちんと災害救助と位置づけることが必要であり、災害時の対応の予算を確保することは当然だと考えております。

また、教育や福祉分野にこそ必要な国庫補助負担金などが三位一体の改革の名のもとで削減されている中、国民保護関係経費は交付税措置ができるように改正法案が閣議決定されたと聞きます。武力攻撃事態を第一義的に位置づけられているむだなこの国民保護関係経費を削り、福祉・教育の分野にこそ十分な措置がなされるように国に働きかけることが本当に必要なことではないかと考えます。

また、多機能型福祉施設のPFI法による整備を調査・検討するとして委託料が予算化されていますが、県への提案方法として本当に必要でしょうか。住民の要求で必要なものであるなら、それぞれの自治体が責任を持って県も取り組んでいくことが本来の姿ではありませんか。

さらに、学校給食センターに関しましては、学校給食法第1条にうたわれている目的や第2条の目標を検討されているにしても、財政難という言葉優先させているように思います。また、検討の結果で確定していないという答弁が一方でありましたが、市長の発言の中に「合併のメリットとして給食センターを一つにできる」という言葉もありました。例えばという言葉が使われておりましたけれども、考えの中になければ出てこない言葉であります。安全性の問題としてあってはならないことですが、万一一つでも食中毒などといったものことに対する対応策はどうするのか、安心・安全をどのように確保されるのか、疑問に思います。

さらに、子供たちに対する食育の重要性を述べられていることと、給食センターの建設との間に矛盾がないよう求めます。

続いて、今、エコドームに関しては3月9日から皆さんの意見を聞く集会が始まったばかりです。こうしてエコドーム調査設計委託料が予算化されたところを見ますと、当然つくんだよ、今行っているのは説明会であって、当然のことながらつくることが前提にあるように思えます。市民参加のまちづくりを本当に実行していただくことを望んでおります。

さて、先ほど産業建設常任委員会で少数意見がつけられましたように、水防費の中で土地の購入費に疑問があります。委員会を傍聴した折の説明を聞きますと、国有地で地目が宅地であるところを、水防のためとはいえ、土砂など水防資機材の備蓄に使用するために購入するわけですが、ほかに海津市内で利用可能な市所有の土地がないとは断言されていませんでした。この予算には大いに疑問を感じるところであります。

最後に何よりも強調したいのは、憲法違反の国民保護関係経費を計上してある予算に対して反対を表明して、討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（水谷武博君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 7番 福井恭平君。

〔7番 福井恭平君 登壇〕

7番（福井恭平君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第1号 平成18年度海津市一般会計予算について、賛成する者としての賛成の討論を行います。

本予算につきましては、新市まちづくり計画における重点分野の6本の柱を基軸とし編成したものであり、かつ計上に当たっては、合理的・効率的な行財政運営に配慮し、海津市民に寄与する予算と確信しております。よって、当予算に賛成するものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（水谷武博君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） これで討論を終わります。

お諮りをいたします。議案第1号 平成18年度海津市一般会計予算について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（水谷武博君） 起立多数です。したがって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第10号 平成18年度海津市介護保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 2番 堀田みつ子君。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

2番（堀田みつ子君） 議長の許可を得ましたので、私は介護保険特別会計及び関連のあります介護保険条例の一部改正に反対の立場で討論を行いたいと思います。

今回は、介護保険料の値上げについての的を絞ってお話ししたいと思います。

今回の介護保険料の値上げは、基準額での負担増の1万2,600円という幅にとどまらず、小泉内閣が推し進めている大增税が1号被保険者の納める介護保険料に大きく影響を与えています。海津市でも、老年者控除の廃止や定率減税の縮減・廃止によって、所得段階が改正前より上になる人が1,600名を超えると試算されています。2年間は激変緩和措置がとられようとも、3年目には年間2万5,200円の方が4万6,200円の介護保険料になって、2万1,000円の負担増に、時にはそれまでの2倍以上の年間5万7,700円で3万2,500円の負担増になる方もあります。また、所得段階を5段階から今まで第2段階だったところを二つに

分けて6段階にすることにより、改正後の第2段階の人は基準額の半分でよくなったと言われました。しかし、第2段階の基準になっている年金収入が年間80万円以下は、第1段階の生活保護の収入以下ということもあります。生活保護であれば介護保険料もプラスして支給されます。今回、条例改正をするのであれば、生活保護を受けていない、しかし実態は第1段階と考えられる第2段階の方に対する負担軽減策が必要であると考えます。

今、市民の暮らしと福祉を守る立場から、介護保険料をただ値上げするというのではなく、政府の弱者切り捨てに対して意見を上げ、市の取り組みとしては保険料の負担軽減策を充実するべきであると考え、介護保険特別会計と介護保険条例の一部改正に反対し、討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（水谷武博君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

議長（水谷武博君） 4番 川瀬厚美君。

〔4番 川瀬厚美君 登壇〕

4番（川瀬厚美君） 議長のお許しを得ましたので、4番 川瀬厚美、賛成討論を行います。

議案第10号 平成18年度海津市介護保険特別会計予算について、賛成する者として、賛成の討論を行います。

平成18年度から予防事業として地域支援事業が介護保険事業に位置づけられ、その活動の中心となる機関である地域包括支援センターを設置し、介護予防事業を推進し、将来に持続可能な安定した制度として構築する等配慮をした。よって、当予算に賛成するものでございます。よろしく願いをいたします。

議長（水谷武博君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） これで討論を終わります。

お諮りします。議案第10号 平成18年度海津市介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（水谷武博君） 起立多数です。したがって、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、議案第28号 海津市国民保護協議会条例について及び議案第29号 海津市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例については、関連がございますので一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 2番 堀田みつ子君。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

2番（堀田みつ子君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私は海津市国民保護協議会条例と海津市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例に反対の立場で討論を行いたいと思います。

まず、この条例は、日本が起こした侵略戦争を反省し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言した憲法前文及び戦争の放棄を掲げた第9条に反していると思います。

また、2004年12月に閣議決定された新防衛大綱においても、「見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断される」と述べられているように、武力攻撃などを想定した国民保護法は時代錯誤と言えるのではありませんか。

今、全国の市町村が横並びにこの条例を制定し、武力攻撃事態や有事を前提にすることこそ戦争をする意思表示をするようなもので、かえって近隣諸国を刺激し、軍事的緊張を高める危険性があります。国民保護法において条例制定は強制的なものではなく、自治体独自の意思決定が可能であります。

先日3月16日に、高知県大月町の議会でこの同じ2条例を否決いたしました。この町のように、地方分権の時代にふさわしく、海津市として平和へのかたい意思を表明するときではないでしょうか。

さきの戦争を体験された方々も高齢となられましたが、今のこの時代を戦前に近づけている勢力がふえている、いてもたってもいられない、子や孫の時代に悲惨な体験はさせられないと、本当に重い口を開いてくださる方がふえております。歴史が示している真実を受けとめて、日本国憲法の非戦・平和主義を守ることや、先ほど紹介いたしました憲法前文のように、主権者として政府に対して反対の意思を示すときだと思い、この条例に反対いたします。

また、この2議案の予算を裏づけるために、国民保護協議会委員の報酬が位置づけられている議案第31号に反対の立場であることを述べまして、討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（水谷武博君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 10番 飯田 洋君。

〔10番 飯田 洋君 登壇〕

10番（飯田 洋君） 議長の許可をいただきましたので、私は、議案第28号 海津市国民保護協議会条例について及び議案第29号 海津市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、賛成する者として、賛成の討論を行います。



武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い当条例を施行するものであり、市民の安全・安心の構築のため賛成するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（水谷武博君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） これで討論を終わります。

お諮りをいたします。議案第28号 海津市国民保護協議会条例について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（水谷武博君） 起立多数です。したがって、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

お諮りします。議案第29号 海津市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（水谷武博君） 起立多数です。したがって、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第30号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例について、討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

議案第30号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（水谷武博君） 起立多数です。したがって、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

お諮りをします。議案第31号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

議案第31号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、採決をいたします。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（水谷武博君） 起立多数です。したがって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りをいたします。議案第41号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例について、討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

議案第41号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決をいたします。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水谷武博君） 起立多数です。したがって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りをいたします。議案第2号から議案第9号まで、議案第11号から議案第27号まで、議案第32号から議案第40号まで、議案第42号から議案第54号までの計47議案について、討論を省略して一括採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第9号まで、議案第11号から議案第27号まで、議案第32号から議案第40号まで、議案第42号から議案第54号までの計47議案について、討論を省略して一括採決いたします。

お諮りします。議案第2号から議案第9号まで、議案第11号から議案第27号まで、議案第32号から議案第40号まで、議案第42号から議案第54号までの計47議案につきましては、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 平成18年度海津市海津苑運営特別会計予算、議案第3号 平成18年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計予算、議案第4号 平成18年度海津市クレール平田運営特別会計予算、議案第5号 平成18年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算、議案第6号 平成18年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第7号 平成18年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算、議案第8号 平成18年度海津市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成18年度海津市老人保健特別会計予算、議案第11号 平成18年度海津市下水道事業特別会計予算、議案第12号 平成18年度海津市水道事業会計予算、議案第13号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算、議案第14号 平成18年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算、議案第15号 平成18年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第16号 平成18年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算、議案第17号 平成18年

度海津市羽沢財産区会計予算、議案第18号 平成17年度海津市一般会計補正予算（第5号）、議案第19号 平成17年度海津市海津苑運営特別会計補正予算（第1号）、議案第20号 平成17年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第1号）、議案第21号 平成17年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）、議案第22号 平成17年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第23号 海津市内部組織設置条例の一部を改正する等の条例について、議案第24号 海津市副収入役設置条例について、議案第25号 海津市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について、議案第26号 海津市多目的集会施設・農業研修施設等条例の一部を改正する条例について、議案第27号 海津市防災会議条例の一部を改正する条例について、議案第32号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第33号 海津市職員の特殊勤務手当に関する条例について、議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第35号 海津市基金条例の一部を改正する条例について、議案第36号 海津市教職員住宅条例の一部を改正する条例について、議案第37号 海津市公民館条例の一部を改正する条例について、議案第38号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案第39号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例について、議案第40号 海津市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例について、議案第42号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例について、議案第43号 海津市特別養護老人ホーム等条例の一部を改正する条例について、議案第44号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について、議案第45号 海津市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について、議案第46号 海津市河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、議案第47号 海津市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例について、議案第48号 海津市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第49号 海津市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例について、議案第50号 海津市下水道事業特別会計への繰入について、議案第51号 市道の路線認定及び廃止について、議案第52号 指定管理者の指定について、議案第53号 指定管理者の指定について、議案第54号 指定管理者の指定について、以上47議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

発議第1号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書について  
議長（水谷武博君） 日程第56、発議第1号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

12番 伊藤善朗君。

〔12番 伊藤善朗君 登壇〕

12番（伊藤善朗君） 発議第1号、平成18年3月22日、海津市議会議長 水谷武博様。提出者、海津市議会議員 伊藤善朗、賛成者、同じく川瀬厚美、賛成者、同じく永田武秀。

「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書。

「進行性化骨筋炎」は、「進行性化骨性線維異形成症」とも呼ばれ、身体の筋肉等が骨に変化し、その骨が身体の関節を固め、あらゆる部分の動きの自由が奪われるほか、身体の変化に伴い、呼吸器官や内臓への影響を及ぼす病気である。

この病気は、約200万人に一人の割合で発病しているが、未だ原因が解明しておらず、難病に指定されていないため、治療方法も確立されていないのが現状であるうえ、医療費支援等を受けられず、患者や家族にとっては、精神的、経済的に大きな負担となっている。

よって、国におかれては、「進行性化骨筋炎」を難病に指定することにより、早期に治療方法の確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行うよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月22日、岐阜県海津市議会議長 水谷武博。

内閣総理大臣 小泉純一郎様、厚生労働大臣 川崎二郎様、財務大臣 谷垣禎一様、内閣官房長官 安倍晋三様、衆議院議長 河野洋平様、参議院議長 扇千景様。

以上でございます。

議長（水谷武博君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

発議第1号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号 「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書については、採択することに決定いたしました。

この意見書は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長に送付いたします。

発議第2号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について

議長（水谷武博君） 日程第57、発議第2号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

9番 山田 勝君。

〔9番 山田 勝君 登壇〕

9番（山田 勝君） 発議第2号、平成18年3月22日、海津市議会議長 水谷武博様。提出者、海津市議会議員 山田 勝、賛成者、海津市議会議員 山田 武、賛成者、海津市議会議員 西脇幸雄。

道路特定財源制度の堅持に関する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出させていただきます。

道路特定財源制度の堅持に関する意見書。

道路は、最も重要な生活関連社会資本として、住民の日常生活や経済・社会活動を支えるものであり、地域の活性化と豊かな生活を実現するために、優先的に整備されるべきものである。

海津市では、木曽川・長良川・揖斐川に囲まれている立地条件から、自動車交通への依存度が高く、また、名古屋市のベッドタウン化による通勤者が増加し、道路整備に対する要望が強く、木曽川・長良川新架橋を始めとする国道258号線の早期4車線化及び東海環状線、道路ネットワークの整備が重要な課題となっている。

しかしながら、長引く不況の影響による税収の落ち込みと、地方交付税の削減により市町村の財政状況は、依然として厳しい状況である。

したがって、道路特定財源の地方への配分については、引き続き所要額を確保していただきたい。

国においては、構想改革の一環として道路特定財源を一般財源化することを前提に、具体案を作成されることとなっているが、その検討にあたっては、納税者である自動車ユーザーの理解が得られる範囲で、受益者負担という制度の趣旨を踏まえ、必要な道路財源を確保し、遅れている地方の道路整備に支障をきたすことのないよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月22日、岐阜県海津市議会議長 水谷武博。

内閣総理大臣 小泉純一郎様、総務大臣 竹中平蔵様、財務大臣 谷垣禎一様、国土交通大臣 北側一雄様、経済財政担当大臣 与謝野馨様、衆議院議長 河野洋平様、参議院議長 扇千景様。

以上でございます。よろしく願います。

議長（水谷武博君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 2番 堀田みつ子君。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

2番（堀田みつ子君） 議長のお許しをいただきましたので、道路特定財源制度の堅持に関する意見書に反対の立場で討論をいたしたいと思っております。

地域公共交通網の整備の一環として、住民の足を守り、生活物資の配送や地場産業発展のための地域道路網を整備することは重要であります。しかし、今日の車社会による交通事故、大気汚染を初め社会的な負担は大きいものがあります。自動車に関する税金だからといって、道路整備だけに特定する理由はありません。日本共産党はこれまで一貫して道路特定財源を一般財源化し、年金などの財源にも使えるようにすべきだと主張してまいりました。

道路特定財源は、法律上、道路財源に充てることが明記されている揮発油税、石油ガス税などと違い、法律では道路財源と明記されておらず、税の発足時からの経緯から予算措置として道路財源に充てられている自動車重量税があります。

道路特定財源が堅持されている現在でも、2006年度の予算で公共事業全体の予算が縮減される中でも、採算のとれない高速道路を建設する直間高速道路の事業費は前年と同額を確保して、聖域となっております。また、三大都市圏環状道路の整備は22%増となるなど、大型事業は重視されていますが、その他一般改築等や維持修繕等は10%減となるなど、地域の生活に密着した予算は削減されております。道路特定財源というのは、このように大型の公共事業に有利にするための財源であると考えます。

道路予算が全体として減る中で、揮発油税や自動車重量税などの道路特定財源が余ってしまい、その見直しが必要となってきたのが現在の状況であります。道路特定財源制度自体が行き詰まっている今、制度の見直しが求められることを述べまして、反対討論といたします。ありがとうございました。

議長（水谷武博君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（水谷武博君） 3番 西脇幸雄君。

〔3番 西脇幸雄君 登壇〕

3番（西脇幸雄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、道路特定財源制度の堅持に

関する意見書について、本意見書の採択に賛成する者として、賛成の討論を行います。

この道路特定財源を一般財源化すれば、道路の整備がおくれ、市民の生活に影響を及ぼすことも考えられ、当市の懸案事項として東海環状線、国道 258号線の4車線化、木曾川・長良川の新架橋計画等、道路の整備は市民の生活には絶対欠かせないものでございます。よって、道路特定財源制度の堅持に賛成するものでございます。よろしく願いをいたします。  
議長（水谷武博君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（水谷武博君） これで討論を終わります。

お諮りをいたします。発議第2号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書については、本案を原案のとおり採択することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（水谷武博君） 起立多数です。したがって、発議第2号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書については、本案を原案のとおり採択することに決定をいたしました。

この意見書は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政担当大臣、衆議院議長、参議院議長及び地元選出国會議員に送付をいたします。

---

#### 閉会の宣告

議長（水谷武博君） これをもちまして、本定例会の会議に付された事件はすべて議了をいたしましたので、本日で閉会をすることに決定いたしました。

20日間の長期にわたり慎重審議をいただきましたことに厚く感謝を申し上げ、閉会とさせていただきます。御苦労さまでございました。

（午前10時16分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成18年3月22日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員